

令和7年度ツキノワグマ出没対応人材育成研修業務委託仕様書

1 委託業務の名称 令和7年度ツキノワグマ出没対応人材育成研修業務

2 委託業務の目的

地域におけるツキノワグマ出没時の対応力向上を図るため、市町村職員等の関係者を対象とした緊急銃猟に係る出没対応の訓練形式の研修を行う。

3 履行期間 契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務内容

(1) 研修の開催準備

- ① 市町村職員、捕獲者、警察職員を対象とした研修を、委託者が指定する県内2会場で実施すること。
- ② 研修内容は別紙「令和7年度ツキノワグマ出没対応人材育成研修事業内容」の目的に沿うものとし、詳細について検討し、委託者と協議のうえ決定する。
- ③ 研修の講師は原則受託者が担うものとするが、外部講師を手配する場合は、外部講師との連絡調整及び謝礼等の支払いを行うこと。
- ④ 研修の会場使用料の支払いを行うこと。
- ⑤ 研修の対象者への開催通知は委託者が行う。
- ⑥ 研修に必要な資料（配布資料、進行要領等）や資材について作成・準備すること。

(2) 研修の運営

- ① 研修当日の会場の設営及び進行を行うこと。
- ② 研修の参加者に対して、次年度以降の研修内容を検討する際の参考にするためのアンケートを実施し、その取りまとめを行うこと。アンケートの内容は委託者と協議のうえ決定する。
- ③ 研修結果についての評価を行い、次年度以降の研修内容について提案すること。

(3) 市町村向けの緊急銃猟対応マニュアルのひな形の作成

- ① 環境省の「緊急銃猟ガイドライン」に基づき、市町村が緊急銃猟を実施する際の対応マニュアルのひな形を作成すること。作成にあたっては、県と協議のうえ作成する。

5 成果品

研修等の結果について取りまとめた業務実施報告書1部及びその電子データ（CD-RまたはDVD-R）1部を提出する。

6 その他

- (1) 受注者は業務着手前に業務実施計画書を発注者に提出すること。
- (2) 業務の実施にあたって、本仕様書に疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議し、措置を決定するものとする。

(別紙)

令和7年度ツキノワグマ出没対応人材育成研修事業内容

1 事業概要

地域におけるツキノワグマ出没時の対応力向上を図るため、市町村職員等の関係者を対象とした緊急銃猟に係る出没対応の訓練形式の研修を行う。

2 事業の背景・目的

- ・令和7年9月から施行される緊急銃猟では、人の日常生活圏にクマが出没した際に、市町村が委託したハンター等による銃猟が可能となる。
- ・緊急銃猟を迅速かつ適切に実施できる体制を構築するために、市町村・猟友会・警察等の関係者による訓練形式の研修を実施する。

3 事業内容（予定）

以下のとおり、訓練形式の研修を実施する。

対 象：県内の市町村職員、地元猟友会会員、警察職員

回 数：計2回

想定人数：各回100名程度

会 場：県が指定する会場（富山市内を予定）

日 時：【第1回】令和7年8月25日（月）～28日（木）のうち1日
3時間程度

【第2回】令和7年9月～10月上旬のうち1日
3時間程度

内 容：①緊急銃猟制度の説明

②緊急銃猟の実施を想定した実地訓練